

米原市いじめの防止等のための 基本方針(案)



平成26年(12)月

米原市

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめの防止等に関する基本理念	
(3) 米原市いじめ防止基本方針策定の目的	
第2 いじめの防止等のために米原市が実施する施策	2
(1) いじめの防止等のための組織の設置	
① 米原市いじめ問題対策連絡協議会	
② 米原市いじめ問題調査委員会	
③ 米原市いじめ問題再調査委員会	
(2) 米原市および米原市教育委員会の取組	
① 家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくり	
② いじめの早期発見のための措置	
③ 関係機関等との連携	
④ 教職員等（各種団体指導者を含む）の資質の向上および人材の確保	
⑤ 啓発活動の推進	
⑥ いじめに対する措置	
第3 いじめの防止等のために小中学校が実施すべき施策	4
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 小中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくり	
(3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組	
① いじめの防止	
② いじめの早期発見	
③ いじめの早期解決	
第4 重大事態への対処	6
(1) 重大事態の発見と調査	
① 重大事態の定義	
② 重大事態の報告	
③ 調査の趣旨および調査主体	
④ 調査結果の分析、提供および報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置	
① 再調査	
② 再調査の結果を踏まえた措置等	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、後に至るまで深刻な影響を与える危険性があるものである。

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

米原市（以下「市」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条および国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見および早期解決（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「米原市いじめの防止等のための基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、法第 2 条において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（2）いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるもので、また、学校生活に限らず様々な社会生活においても起こりうる。とりわけ、冷やかしや嫌がらせ、いじわる等の「暴力を伴

わなないじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で黙って見守っている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの行為は絶対に許されるものではない。しかし、いじめ行為に至るには、友人関係、学級の状態、学力、教師の関わり、児童生徒の生育歴、被虐待経験等の要因や背景が存在する。

いじめ行為について厳しく対処することはもちろん、児童生徒についての情報を多面的に集め、児童生徒の行動に潜む要因や背景も十分にアセスメント（分析）し、早期解決および再発防止に努めるものとする。

（３）米原市いじめ防止基本方針策定の目的

市の基本方針は上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止等を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第２ いじめの防止等のために米原市が実施する施策

（１）いじめの防止等のための組織の設置

① 米原市いじめ問題対策連絡協議会

市は、いじめの防止等に関する施策の推進に関すること、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るために必要な事項を行うため、米原市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

協議会の会長は市長とし、委員は滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長、大津地方法務局長浜支局長、米原警察署長等の関係機関および関係行政職員とする。

協議会には米原市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。専門委員会の委員長は教育長とし、委員はスクールソーシャルワーカー等の専門家、米原警察署生活安全課、米原市少年センター、関係行政職員等とする。

② 米原市いじめ問題調査委員会

市は、法第 24 条の規定に基づく必要な調査および法第 28 条第 1 項の規定に基く重大事態に係る事実関係の調査に関すること等を行うため、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に米原市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

委員は床心理士、学識経験者、弁護士、医師、その他教育委員会が必要と認める者で構成する。

③ 米原市いじめ問題再調査委員会

市は、米原市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による米原市いじめ問題調査委員会の調査の結果について必要な調査を行う。

委員は、医療または福祉に関する業務に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱または任命する。

（2）米原市および米原市教育委員会の取組

① 家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくり

○市および教育委員会は、家庭、米原市立小中学校（以下「小中学校」という。）および地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対するあいさつ・見守り活動を促進する。

○市および教育委員会は、地域における行事および活動ならびに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加および活躍できる環境づくりを促進する。

○教育委員会は、学校評議員の意見や学校評価アンケート等で聴取した保護者や地域住民の意見を、積極的に学校運営に取り入れるように、小中学校への指導・助言を行う。

② いじめの早期発見のための措置

○市および教育委員会は、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制を整備する（米原市子ども電話相談、米原市少年センター、米原市こども家庭相談室等）。

③ 関係機関等との連携

○市および教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行うため、家庭、小中学校、地域および関係機関（滋賀県警少年課、米原警察生活安全課、滋賀県彦根子ども家庭相談センター等）との連携を図り、必要な相互の連絡調整を行う。

○教育委員会は、保護者が児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、小中学校および教職員と連携し、保護者を対象とした家庭への支援を行う。

○教育委員会は、いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国および県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

④ 教職員等（各種団体指導者を含む。）の資質の向上および人材の確保

○教育委員会は、研修の充実を通じた教職員等の資質向上および必要に応じた人材の確保に努める。特に、小中学校においては、教職員がいじめの防止等の資質向上のため、「米原市いじめの防止・対応マニュアル」による研修、米原市教職員全員研修会、生徒指導担当者研修会、人権教育推進主任研修会、人権教育に係る学校訪問等、研修を怠ることのないように努める。

○教育委員会は、小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言または援助を行う（米原市いじめ等対応支援員の派遣、指導主事等による定期的な学校訪問等）。また、教育委員会は、いじめの有無やその多寡を評価することなく、いじめを隠さず、その未然防止や早期発見・解決に向けて迅速な組織的な対応を評価するよう、小中学校に対して指導・助言を行う。

⑤ 啓発活動の推進

○市および教育委員会は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性およびいじめに係る相談制度等について、家庭、小中学校、地域および関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。

○教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険を理解するための啓発活動を、児童生徒や保護者に対して実施する。

⑥ いじめに対する措置

○教育委員会は、法第23条第2項の規定による小中学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、小中学校に対し必要な支援を行い、または必要な措置を講ずることを指示し、重大事態と判断した場合は小中学校とともに必要な調査を行う。

第3 いじめの防止等のために小中学校が実施すべき施策

（1）学校いじめ防止基本方針の策定

小中学校は、国や県および市の基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）を策定する。学校の基本方針には、学校におけるいじめの防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。小中学校は、学校の基本方針を策定した後、学校ウェブサイトや学校通信等で速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) 小中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくり

- 小中学校は、校長がリーダーシップをとり、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する。この組織は、全教職員でいじめの防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、学校の基本方針が学校の実情に即して機能しているかを検証する。
- 小中学校は、定期的にいじめの防止等の取組評価アンケートを実施し、その結果の分析や基本方針の見直し等もこの組織において行う。学校がいじめの防止等のPDCAサイクルの推進組織とする。

(3) 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの防止

- 小中学校は、児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- 小中学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育および体験活動の充実を図る。
- 小中学校は、児童生徒一人一人を大切にした指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営を目指す。学級経営の要は教職員の人権感覚であることを忘れずに、日々の教育活動に取り組む。
- 小中学校は、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画および運営による活動を促進する。
- 小中学校は、児童生徒、保護者および教職員に対していじめを防止することが重要であることの理解を深めるための啓発等を行う。

② いじめの早期発見

- 小中学校は、日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、学校内外のいじめの早期発見に努める。また、多くの保護者と連携しながら、児童生徒の変化を把握するようにする。
- 小中学校は、いじめの実態を適切に把握するための無記名アンケートおよび児童生徒の悩みを把握するための記名アンケートの併用、児童生徒との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 小中学校は、児童生徒、保護者ならびに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

③ いじめの早期解決

○小中学校は、いじめに係る報告を受けた場合において、児童生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

イ いじめを受けた児童生徒に対する支援ならびにその保護者に対する情報提供および支援

ロ いじめを行った児童生徒に対する指導、行為に至った背景や要因のアセスメント(分析)と改善に向けての支援およびその保護者に対する助言

ハ 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童生徒への指導

○小中学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて関係機関等の協力や援助を求める。

○小中学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。いじめが犯罪行為として取り扱われる恐れがあるときは、速やかに警察との連携を図る。

○いじめが解決した場合は、小中学校は、組織対応でいじめの再発防止に努める。

第4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発見と調査

① 重大事態の定義

重大事態については、以下のように考える。

○いじめにより児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

② 重大事態の報告

小中学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

③ 調査の趣旨および調査主体

教育委員会または小中学校は、その事態に対処するとともに、その経緯と関係性を明確に

するための調査を実施する。小中学校を主体とした調査の場合は、方法等について教育委員会が必要な指導、助言または支援を行う。なお、小中学校が主体の調査では重大事態への対処および同種の事案の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、米原市いじめ問題調査委員会にて調査を実施する。

④ 調査結果の分析、提供および報告

調査結果については、教育委員会、小中学校において分析する。教育委員会または小中学校は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。教育委員会は、調査の結果を市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

① 再調査

市長は、法第28条第1項の規定による教育委員会または小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、米原市いじめ問題調査委員会にて、再調査を行う。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査においても、当該児童生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。